

<別紙 1>

(介護予防) 訪問リハビリテーションについて

(2024年 6月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション日時とサービス内容

(1) ご利用日時

《曜日》 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日
《時間》 午前・午後 《訪問頻度》 回/月・週

(2) ご利用サービス内容

身体機能維持 日常生活動作練習 (入浴・トイレ・移動・外出・その他：)
御家族への介護方法指導 福祉用具の相談 住宅改修の相談 その他：

3. 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

2024年6月改訂

	時間	単位数	料金(1割)	料金(2割)	料金(3割)
訪問リハビリ 1	20分	314単位	332円	663円	994円
予防訪問リハビリ 1	40分	628単位	663円	1,325円	1,988円
サービス提供体制強化加算含む	60分	942単位	994円	1,988円	2,982円
訪問リハビリ 1 予防訪問リハビリ 1	40分	828単位	874円	1,747円	2,621円
サービス提供体制強化加算含む 短期集中リハビリ テーション実施加算	60分	1,142単位	1,205円	2,410円	3,615円

*当事業所は地域区分の5級地となり、1単位の単価は10.55円になります。

*サービス提供時間毎の料金(1回20分毎)になります。

なお、基本的には1回40分の実施となり、状況に応じて20分または60分の実施へ変更になる場合がありますのでご了承ください。

サービス提供体制強化加算

サービスの質を向上させるために、勤続年数7年以上の者が配置されている場合に加算されます。当施設は上記条件が満たされており、サービス提供体制強化加算（6単位／20分）が加算されます。

短期集中リハビリテーション実施加算

病院や施設から退院・退所後または初めて要介護認定を受けた後に、早期在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、退院後3ヶ月以内に週2回以上リハビリテーションを実施した場合に200単位が加算されます。

起算日（退院・退所日または認定日） 年 月 日）

短期集中リハビリテーション実施加算（ / ~ / ）

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有し会議の内容を記録、訪問リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族へ説明し利用者の同意を得ること。3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直していること。また、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供をおこなっていること。

計画書等の情報を厚労省へ提出している場合、月に一度213単位が加算されます。

上記に加え、利用者又は家族への説明を医師が行った場合に、上記213単位に加え270単位が加算されます。

<交通費>

コインパーキング利用している方のみパーキング代（自動車利用）

（4）支払い方法

毎月10日前後に、前月分の請求書を発行します。

- ・お支払い方法は、原則として銀行引落でお願いいたします。
銀行引落の手續完了までは、1～2か月ほど時間がかかることがありますので、その期間はお振込いただきますようお願いいたします。
- ・振込の場合は20日までにお支払いください。
領収書は翌月の請求書に同封いたします。